

◆◆◆—————2025.3.7—————

一般社団法人日本介護支援専門員協会

メールマガジン No. 1288

◆◆◆

.....【お知らせメニュー】.....

1. 社会保障審議会介護保険部会（第117回 R7.2.20）
　　一次の介護保険改正、論点にケアマネの「職責に見合う待遇確保」 厚生労働省
 2. 介護保険最新情報 Vol.1358 (R7.2.25)
　　ケアプランデータ連携システムフリーパスキャンペーンオンライン説明会
　　の開催について
 3. 最近の介護保険最新情報
-

◆—————【1】社会保障審議会介護保険部会（第117回 R7.2.20）—————◆
　　一次の介護保険改正、論点にケアマネの「職責に見合う待遇確保」 厚生労働省

【記事作成：介護ニュース Joint】

□厚生労働省は20日、次の2027年度の介護保険改正に向けた議論を進めている審議会（社会保障審議会・介護保険部会）を開催し、地域の相談支援のあり方を俎上に載せました。

課題の1つに深刻なケアマネジャー不足をあげました。

足元の人材の高齢化を念頭に、「10年以内に担い手が急激に減少していくと見込まれる」と説明。今後の論点として、ケアマネジャーの職責に見合う待遇の確保、業務範囲の整理、ICTの活用、法定研修の見直しを掲げました。

支援ニーズの複雑化・複合化に伴い、“ポスト2025年”は一段と質の高いケアマネジメントが求められることから、貴重な専門職を後押しするバックアップ体制が欠かせません。業務負担を軽減し、地域で存分に活躍できる環境を整えたり、新たな担い手を増やしたりといった施策の肉付けが、次期改正をめぐる議論の軸の1つになりそうです。

厚生労働省は昨年、ケアマネジャー不足の顕在化を踏まえて専門の検討会を設置していました。そこで現場の関係者や有識者の意見も取り入れた報告書をまとめ、審議会にかける論点を整理してきた経緯があります。今後、今年秋から年末にかけて具体策を固める方針です。

◆ 「専門性が発揮できる環境の整備を」

当協会より委員として出席した小林広美副会長は、「介護支援専門員が医療との連携やインフォーマルな資源へのつなぎを含む“トータルケアマネジメント”を実施していくために、その専門性を十分に発揮できるよう、日々の業務や研修の負担を軽減していくとともに、実務研修受講試験の受験要件の緩和などによる人材確保を図っていくべき」と提言しました。

加えて、「地域包括支援センターの職員が、地域の介護支援専門員が抱える課題の相談や居宅介護支援事業所との連携に携わる時間がとれないことが、地域課題の発見や社会資源の開発など、地域包括ケアシステムを促進させる取り組みの阻害要因になっている。社会資源が不足している結果、介護支援専門員が法定業務以外の仕事をせざるを得ない状況も招いている」と指摘しました。

そのうえで、「今後は、市町村が主体となって地域ケア会議などで地域課題を協議していく体制の整備が必要だ。あわせて、地域包括支援センターが地域全体を支援する機能を発揮できる環境を整える必要がある」と呼びかけました。

◆ 要介護認定、審査期間に目安 厚生労働省

また、この日の審議会で厚生労働省は、申請数の増加などで市町村の対応の遅れが課題となっている要介護認定について、今年度中に審査期間の目安を示す考えを示しました。

審査期間の短縮に向けた取り組みを進めるうえで、自治体に指標の1つとして活用してもらう狙いがあります。

厚生労働省が提示した目安（案）は以下の通りです。審議会の委員はこれを大筋で了承しました。

==要介護認定の審査期間 厚生労働省の目安（案）==

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 認定調査の実施開始 | ⇒ 認定調査依頼から 7 日以内 |
| 主治医意見書の入手 | ⇒ 主治医意見書依頼から 13 日以内 |
| 認定審査会の開催 | ⇒ 認定調査票・主治医意見書が揃ってから 12 日以内 |

==介護保険部会の資料を基に作成==

この目安（案）は、審査期間が法定の 30 日以内に収まっている市町村の平均値を基に設定されたものです。厚生労働省の担当者は席上、「各自治体で取り組みを検討する際に、まずどこから手をつければよいか当たりをつけられるよう参考として示す。この日数で必ず終了しなければならないという数字ではなく、あくまでも参考」と説明しました。

厚生労働省がこの日の会合に提示したデータによると、全国の市町村が要介護認定に要する審査期間の平均は、昨年度で 39.8 日となっています。介護ニーズの拡大に伴い、これから状況が更に深刻化する懸念があります。このため政府は昨年 6 月、市町村が目指すべき審査期間の目安を示す計画を決めていました。

厚生労働省はこのほか、市町村ごとの審査期間のデータを今年度内に公式サイトで新たに公表する方針も説明しました。判定の質を落とさずに審査をより効率化する方策も、引き続き検討していく考えです。

.....
▽▼資料はこちらから（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_50085.html

.....

【2】介護保険最新情報 Vol.1358 (R7.2.25)

ケアプランデータ連携システムフリークキャンペーンオンライン説明会 の開催について

□ケアプランデータ連携システムの運用主体である公益社団法人国民健康保険中央会において、2025年6月1日より実施される「フリーパスキャンペーン」の実施背景や詳細について、オンライン説明会を以下のとおり、開催されます。

日 時：2025年3月14日(金) 13:30～15:00

実施方法：YouTube ライブ（事前申込不要）

対象：全ての介護事業所様・介護関連団体様・自治体・国保連

参加費：無料

プログラム

- ・R7 年度におけるケアプランデータ連携システムについて
～ケアプランデータ連携システムの更なる活用に向けた施策～
(厚生労働省 老健局高齢者支援課 室長補佐 秋山 仁氏)
 - ・ケアプランデータ連携システムとフリーパスキャンペーンについて
(国民健康保険中央会 泉 明男氏)
 - ・事業所様・専門家からのお声

視聴方法：以下の URL にアクセスいただき、ご視聴ください。

<https://www.youtube.com/live/Wkd5kOriXi8?reload=9>

視聴に際して、申込・登録は不要です。

□ケアプランデータ連携システムは、複数端末での使用は可能ですが、ご使用になる前に、必ず「複数端末運用の留意事項」をご確認ください。

▽▼複数端末運用の留意事項

https://www.careplan-renkei-support.jp/wp-ikusuu_unyou.pdf

□その他、利用等に関する詳細は、以下の連絡先までお願ひいたします。

ケアプランデータ連携システム ヘルプデスク

公式サイト：<https://www.careplan-renkei-support.jp/>

TEL : 0120-584-708 受付時間 9:00~17:00 (土日祝日は除く)

◆◆◆◆◆
【3】最近の介護保険最新情報
◆◆◆◆◆

□介護保険最新情報 Vol.1361

ケアプランデータ連携システムフリーパスキャンペーンについて

<https://www.jcma.or.jp/?p=790624>

□介護保険最新情報 Vol.1362

「『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について」（令和6年7月4日付老認発0704第1号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）に関するQ&A（令和7年3月6日）の送付について

<https://www.jcma.or.jp/?p=790630>

◆◆◆◆◆
現在募集中の研修等（詳細はリンク先をご確認ください、一部、要ログイン）
◆◆◆◆◆

□第10回三団体合同研修会

<https://www.jcma.or.jp/?p=785395>

◆◆◆◆◆
【広告】食材宅配のヨシケイで、ご利用者様への食事提案のお悩みを解決しませんか？
◆◆◆◆◆

訪問介護や居宅介護支援で食事提案にお困りの方必見！

ヨシケイには、訪問介護や居宅介護支援の現場でご利用者に、

栄養バランスの取れた食事を手軽にご利用いただけるサービスがあります。

レンジ調理の冷凍弁当「シンプルミール」、湯煎で簡単に調理できる「Y*デリ」。

包丁いらずで調理時間最短約4分、美味しい食事が食べきりサイズで手軽に食べられます。

ご利用者様のライフスタイルに合わせた選択が可能で、

価格は1食あたり約397円（税込）～と非常にお手頃です。

栄養満点の食事を手軽にお届けする当サービスを、ぜひお試しください！

お問い合わせはこちら：<https://yoshikei-dvlp.co.jp/>

※「お近くのヨシケイを探す」からお届け先をお選びください。

□ご登録アドレスについて

- ・メールアドレスの変更等、会員情報に関しては下記ページにて承っております。
(会員専用 My ページ>会員情報の変更)

https://www.jcma.or.jp/?page_id=28

- ・配信先をスマートフォンや携帯電話、パソコンのメールアドレスに設定する等、受信する環境によって使い分けていただくことを推奨します。
- ・システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。できましたら、個人アドレスへの変更をお願いします。

□メールマガジンについて

- ・メールマガジンのバックナンバーは、ホームページの会員専用 My ページに掲載しています。
- ・メールのレイアウトが崩れて見える場合は「MS ゴシック」や「Osaka 等幅」など等幅フォントでご覧ください。
- ・本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することができません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

発行：一般社団法人 日本介護支援専門員協会

メール info@jcma.or.jp

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/caremanager.japan/>

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階

TEL.03-3518-0777 FAX.03-3518-0778

◆個人情報保護方針について

<https://www.jcma.or.jp/?p=5291>
